

天理市要介護高齢者紙おむつ等支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、高齢者(65歳以上の者及び40歳以上65歳未満の者であっても特定疾病に該当するもの。以下同じ。)に対し、紙おむつ等を支給することにより、高齢者、又は家族の経済的負担等の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続及び保健衛生の増進を図ることを目的とする。

(受給資格者)

第2条 この事業の受給資格を有する者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する高齢者
- (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項に規定する要介護認定において、要介護3、4又は5と認定された高齢者
- (3) 市民税非課税世帯に属する在宅の高齢者
- (4) 同一敷地内に市民税が課税されている親族が居住していない高齢者

(紙おむつ等)

第3条 この事業により支給する紙おむつ等は、次のとおりとする。

- (1) フラットタイプの紙おむつ(月120枚)
- (2) テープ止めパンツタイプの紙おむつ(月90枚)
- (3) リハビリパンツタイプの紙おむつ(月50枚)
- (4) 尿取りパッド(月240枚)

2 支給する紙おむつ等の品目は前項のうち、2種類以内とする。ただし、2種類になる場合は割合に応じて数量を決める。

(受給申請)

第4条 紙おむつ等の支給を受けようとする者は、要介護高齢者紙おむつ等支給申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(支給決定)

第5条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、該当すると認めたときは、要介護高齢者紙おむつ等支給決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、該当しないと認めたときは、要介護高齢者紙おむつ等支給申請却下通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(支給の開始)

第6条 紙おむつ等の支給は、前条第1項の決定をした日の属する月から開始するものとする。

(支給方法)

第7条 紙おむつ等は、別に定める方法により、第5条第1項の決定を受けた者(以下「受給者」という。)に支給する。

(支給内容の変更)

第8条 受給者は、別に定める方法により支給の内容を変更することができる。

(資格の調査)

第9条 市長は、毎年定期及び必要があると認めたときは、受給者が、第2条の要件に該当するか調査しなければならない。

(受給廃止の届出)

第10条 受給者は、第2条の要件に該当しなくなったとき又は事業が不要になったときは、速やかに要介護高齢者紙おむつ等受給資格喪失届(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(支給決定の取消し)

第11条 市長は、受給者が第2条に規定する要件に該当しなくなったとき及び前条の届が提出されたとき、又は死亡したときは、支給決定を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により紙おむつ等の支給決定を取り消したときは、要介護高齢者紙おむつ等支給決定取消書(様式第5号)により受給者、又は家族に通知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。